

古賀市バスケットボール協会ジュニア部 規約

平成21年4月1日制定

(名 称)

第1条 本組織は、古賀市バスケットボール協会ジュニア部と称する。

(目 的)

第2条 古賀市バスケットボール協会ジュニア部は、古賀市内のバスケットボール競技の普及発展と技術向上、並びに健全なる児童の育成を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本組織は、古賀市内において活動している小学生のチームをもって組織する。

(事 業)

第4条 本組織は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 古賀市チャレンジカップ
- (2) 古賀市ジュニア部お別れ大会
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第5条 本組織には、次の役員を置く。

- (1) ジュニア部長 1名
- (2) ジュニア部理事 以下の各チームから、指導者1名及び保護者代表1名
 - ① 男子 青柳クラブ、小野 Shining Suns、古賀 Twenty V、古賀 BRACE
 - ② 女子 青柳クラブ、古賀 Twenty V

(登 録)

第6条 本組織に所属しているチームは、毎年5月10日迄に、代表者、指導者、登録選手の名簿を作成し、バスケットボール協会事務局へ提出しなければならない。

2 本組織に所属しているチームの管轄は以下のとおりとする。

区分	チーム名	管轄小学校
男子	青柳クラブ	青柳小学校
	小野 Shining Suns	小野小学校
	古賀 Twenty V	古賀西小学校、花鶴小学校、花見小学校
	古賀 BRACE	古賀東小学校、千鳥小学校、舞の里小学校
女子	青柳クラブ	青柳小学校、小野小学校、古賀東小学校、舞の里小学校
	古賀 Twenty V	古賀西小学校、花鶴小学校、花見小学校、千鳥小学校

3 行政区が異なる児童の受け入れは、原則認めない。

4 取り決めエリア以外からの児童の入部及び移籍を行わなければならない事情が生じた場合は、チーム間の了承を得て行うものとするが、福岡県ミニバスケットボール連盟の登録は認めない。

(会 議)

第7条 本組織では、年1回の理事会及び事業運営に必要な指導者会議等を開催する。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(会 計)

第8条 古賀市バスケットボール協会規約第7章会計に準ずる。

(遵守事項)

第9条 本組織に所属しているチームは、古賀市バスケットボール協会主催の事業に積極的に参加するとともに、運営に協力しなければならない。

2 本組織に所属しているチームは、所属児童に対し、スポーツ傷害保険への加入を推進しなければならない。

3 本組織に所属しているチームは、本規約の目的を踏まえ、試合中及び試合会場でのマナーを守るよう心掛けねばならない。

(罰 則)

第10条 第6条第1項から第4項のいずれかに違反したチームについては、チームの代表者及び指導者が責任を負うものとする。

2 罰則の内容については、本組織の理事会において協議の上、決定する。

(改 廃)

第11条 本規約の改廃については、理事会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(附 則)

この規約は、平成21年4月1日より施行する。

この規約は、平成28年8月1日より改正施行する。